和　歌　山　市　公　報

告　示　　第３６１号　　別　冊

令和８年（２０２６年）１０月１３日

令和８年度和歌山市一般会計補正予算（第４号）

令和８年度和歌山市一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，０８５，４２８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７０，０９８，６７４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の追加変更は、「第３表　地方債補正」による。

第１表

歳入歳出予算補正（第４号）

歳　入　　(単位　千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
11 地方交付税		18,530,000	288,073	18,818,073
	1 地方交付税	18,530,000	288,073	18,818,073
15 国庫支出金		39,141,237	119,333	39,260,570
	2 国庫補助金	3,985,817	7,174	3,992,991
	3 国庫交付金	7,078,093	111,249	7,189,342
	4 国庫委託金	31,373	910	32,283
16 県支出金		15,750,699	1,540	15,752,239
	2 県補助金	5,260,233	1,540	5,261,773
17 財産収入		551,236	859,350	1,410,586
	2 財産売払収入	94,400	859,350	953,750
19 繰入金		2,248,001	△237,478	2,010,523
	1 基金繰入金	2,148,573	△237,478	1,911,095
21 諸収入		2,667,490	110	2,667,600
	6 雑入	1,187,747	110	1,187,857
22 市債		7,297,200	54,500	7,351,700
	1 市債	7,297,200	54,500	7,351,700
歳入合計		169,013,246	1,085,428	170,098,674

歳　出　　(単位　千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　総　務　費		14,609,455	176,320	14,785,775
	1　総務管理費	10,065,365	7,317	10,072,682
	2　徴　税　費	1,458,326	167,460	1,625,786
	7　文化スポーツ費	1,134,836	1,543	1,136,379
3　民　生　費		82,450,161	164,665	82,614,826
	1　社会福祉費	33,771,172	161,318	33,932,490
	3　児童福祉費	26,044,588	3,247	26,047,835
	6　市民福祉費	578,085	100	578,185
4　衛　生　費		10,367,067	15,943	10,383,010
	1　保健衛生費	4,421,319	△28,057	4,393,262
	2　清　掃　費	5,254,838	44,000	5,298,838
6　商　工　費		3,530,059	5,928	3,535,987
	1　商　工　費	2,452,889	5,928	2,458,817
7　土　木　費		11,788,469	29,088	11,817,557
	2　道路橋梁費	4,251,200	29,088	4,280,288
10　災害復旧費		422,451	8,963	431,414
	2　令和8年度発生土木施設災害復旧費	－	8,963	8,963
11　公　債　費		17,218,667	684,521	17,903,188
	1　公　債　費	17,218,667	684,521	17,903,188
歳　出　合　計		169,013,246	1,085,428	170,098,674

第２表

債　務　負　担　行　為　補　正

１　追　加

(単位　千円)

事　　項	期　　間	限　度　額
地域包括支援センター委託事業	令 和 ９ 年 度	29,372
合　　計		29,372

(単位　千円)

事　　項	期　　間	限　度　額
小学校給食民間委託事業	令 和 ９ 年 度 〜 令 和 １ １ 年 度	376,583
合　　計		376,583

第３表

地　方　債　補　正

１　追　加

(単位　千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利　　率	償　還　の　方　法
介護施設整備事業	19,700	証書借入又は債券発行	年5.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
令和８年度発生土木施設災害復旧事業	4,900	〃	〃	〃
計	24,600			

２　変　更

(単位　千円)

起債の目的	補　　正　　前				補　　正　　後			
	限 度 額	起債の方法	利　率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利　率	償還の方法
防災基盤整備事業	18,900	証書借入又は債券発行	年5.0％以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	19,800	証書借入又は債券発行	年5.0％以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
道路施設改善事業	1,354,500	〃	〃	〃	1,383,500	〃	〃	〃
計	7,297,200				7,327,100			

令和８年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

令和８年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，３００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２，７８６，１７６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表

歳入歳出予算補正（第２号）

歳　入　　(単位　千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
５　諸　　収　　入		10,574	1,300	11,874
	１　雑　　入	10,574	1,300	11,874
歳　　入　　合　　計		12,784,876	1,300	12,786,176

歳　出　　(単位　千円)

款	項	補正前の額	補　正　額	計
３　諸　支　出　金		6,707	1,300	8,007
	１　償還金及び還付加算金	6,707	1,300	8,007
歳　　出　　合　　計		12,784,876	1,300	12,786,176

令和８年度和歌山市水道事業会計補正予算（第１号）

第１条　令和８年度和歌山市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第２条　令和８年度和歌山市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条第４号を次のように改める。

⑷　主要な建設改良事業

配水管整備事業　3,593,951千円

配水施設整備事業　493,424千円

原浄水施設新設改良事業　2,970,567千円

第３条　予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額４，２５７，５４７千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額４，２７１，０６８千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額６１６，４４７千円、当年度分損益勘定留保資金２，９４６，４５８千円、繰越利益剰余金処分額５２０，９４７千円及び当年度利益剰余金処分額１７３，６９５千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額６２０，５５８千円、当年度分損益勘定留保資金２，７１３，５８４千円、繰越利益剰余金処分額９２７，２４７千円及び当年度利益剰余金処分額９，６７９千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
収　　入			
第１款　水道事業資本的収入	5,467,519千円	31,700千円	5,499,219千円
第１項　企　業　債	4,458,200千円	31,700千円	4,489,900千円
支　　出			
第１款　水道事業資本的支出	9,725,066千円	45,221千円	9,770,287千円
第１項　建設改良費	7,074,824千円	45,221千円	7,120,045千円

第４条　予算第５条の表を次のとおり改める。

追　加

事　　項	期　　間	限　度　額
配　水　施　設　整　備　事　業	令和９年度	千円 ３２，５７０

変　更

事　　項	補　　正　　前		補　　正　　後	
	期　　間	限 度 額	期　　間	限 度 額
加　納　浄　水　場 更　新　設　備　事　業	令和９年度から 令和１１年度まで	千円 6,881,866	令和９年度から 令和１１年度まで	千円 7,295,290

第５条　予算第６条の表を次のように改める。

起債の目的	限　度　額	起 債 の 方 法	利　　率	償 還 の 方 法
配　水　管 整 備 事 業	千円 2,029,600	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和８年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年5.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配 水 施 設 整 備 事 業	185,100			
施　　設 整 備 事 業	2,275,200			

第６条　予算第１１条中「６９４，６４２千円」を「９３６，９２６千円」に改め、次のように処分するものとする。

⑴　減 債 積 立 金　　936,926 千円

令和８年度和歌山市工業用水道事業会計補正予算（第１号）

第１条　令和８年度和歌山市工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第２条　令和８年度和歌山市工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条第４号を次のように改める。

⑷　主要な建設改良事業

配水管整備事業　38,020千円

配水施設整備事業　181,274千円

原浄水施設新設改良事業　3,243,457千円

第３条　予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１，１１２，０３３千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１，１２７，５５６千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額３０４，５１７千円、減債積立金１４７，８０６千円、建設改良積立金３２９，１２６千円及び過年度分損益勘定留保資金３３０，５８４千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額３０８，５３７千円、減債積立金１４７，８０６千円、建設改良積立金３３０，９７９千円及び過年度分損益勘定留保資金３４０，２３４千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科　　目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(　計　)
収　　入			
第１款　工業用水道事業資本的収入	2,695,866千円	28,700千円	2,724,566千円
第１項　企　業　債	2,076,600千円	28,700千円	2,105,300千円
支　　出			
第１款　工業用水道事業資本的支出	3,807,899千円	44,223千円	3,852,122千円
第１項　建設改良費	3,419,694千円	44,223千円	3,463,917千円

第４条　予算第６条を次のように改める。

起債の目的	限　度　額	起　債　の　方　法	利　　率	償　還　の　方　法
配水管整備事業	千円 13,300	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和８年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年5.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配水施設整備事業	110,800			
施設整備事業	1,981,200			